

専決処分について（立川市学校運営協議会委員の任命について）

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 10 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗 原 寛

理由

立川市学校運営協議会設置規則（平成 30 年立川市教育委員会規則第 6 号）第 7 条第 1 項の規定による。

専決処分書

立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第3条第1項の規定に基づき、次を別紙のとおり専決処分する。

立川市学校運営協議会委員の任命について

令和6年10月1日

立川市教育委員会

教育長 栗 原 寛

立川市学校運営協議会委員の任命について

次の者を立川市学校運営協議会委員に任命する。

1 任命する委員の氏名等

(敬称略)

氏 名	対 象 学 校	選 出 区 分
榎本 和哉	市立立川第三中学校	対象学校の校長、 副校長及び教職員

2 任命年月日

令和 6 年 10 月 1 日

3 任期満了年月日

令和 7 年 5 月 31 日